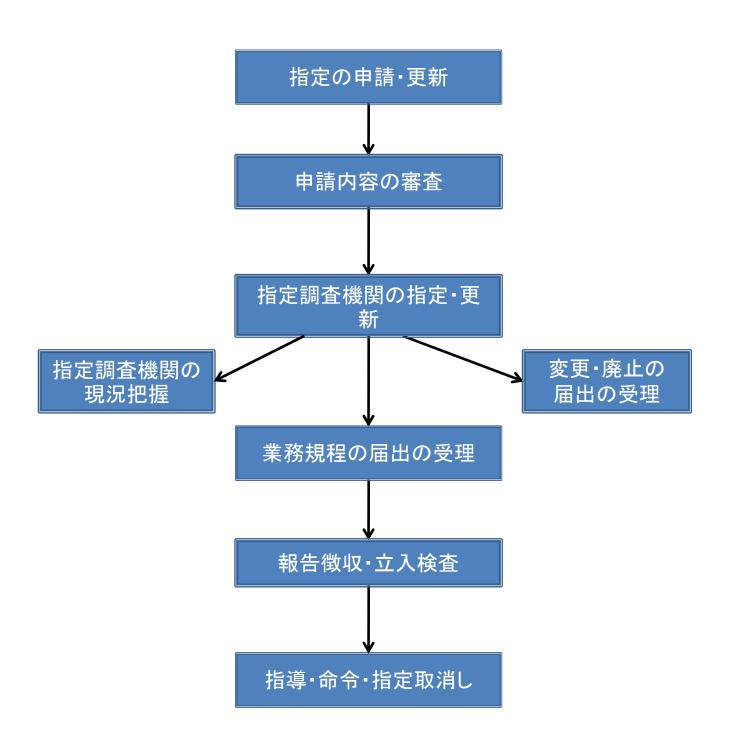
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る業務フロー



事務・権限概要シート

出先機関名:地方環境事務所 整理番号(08)

事務・権限概要シート(個票)

自己仕分けの際 の事務・権限名

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 3号)第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務

【移譲対象となる事務・権限】

11分成パタこなる	学切 "能议"
自己仕分けで移まると整理した事務・権容	(移譲する事務・権限名) 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務 (具体的な内容) 石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「法」という。)に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、(独)環境再生保全機構(以下「機構」という。)に対して、認定の申請や給付の請求をすることができる。申請等に当たっては、機構に対して関係書類の提出を行う必要があるが、窓口が全国一箇所だけでは、申請者の利便性の観点から問題がある。このため、全国の地方環境事務所や保健所、一部の市区町村においても、機構に代わって申請者からの書面等の提出を受け付けている。 なお、既にすべての保健所と一部の市区町村が当該事務を実施しており、地方環境事務所で毎年受け付けている件数は年間100件強である。地方自治体に委譲された場合、この件数分の業務が各地方自治体に分配されることとなる。
予算の状況	3,757 百万円の内数 (申請書の経由に係る移送料等)
(単位:百万円)	※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土
	壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環
	境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	各地方環境事務所につき1名が、職務の一部として実施
事務量(アウト プット)	〇申請·請求受付件数 H20 114 件

【参考:平成22年に行った自己仕分けの結果】

備考

事務・権限の概	石綿健康被害救済制度に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、
要	(独)環境再生保全機構(機構)に対して、認定の申請や給付の請求をすることができ
	る。 この申請等の受付事務は、機構及び全国の保健所等に加え、石綿健康被害救済法施 行規則第25条第1項の規定に基づき、申請者の利便性の確保のため、地方環境事 務所でも実施しているところ。その際、地方環境事務所を経由して提出した場合は、 地方環境事務所長が受理した時に機構に提出されたものと見なされる。

予算の状況 (単位:百万円)	3,757 百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土 壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環 境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量(アウトプット)	〇申請・請求受付件数 H20 114 件
地方側の意見	「地方」(全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告 (p. 64)、 平成 22 年 7 月 15 日)
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け	地方公共団体に移管
【仕分け結果】	
A — a	
備考	

出先機関名:沖縄総合事務局 整理番号(10)

事務・権限概要シート(個票)

自己仕分けの際 農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務 の事務・権限名 の一部

【移譲対象となる事務・権限】

【移譲対象となる	る事務・惟収』
自己仕分けで	(移譲する事務・権限名)
移譲すると整理した事務・権	① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事
限の具体的な	務
内容	※農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県
	域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移
	譲・付与
	② 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対 する助成、民間に対する広報啓発)
	容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入
	検査等
マ体の小刀	※一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与
予算の状況 (単位:百万円)	
関係職員数	│ ① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事
	務
	・3名の内数
	② 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入
	検査等
	・2名の内数
事務量(アウト プット)	① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事
フット)	務
	・登録検査機関の登録・更新
	⇒登録検査機関:2 機関(22年度)
	・登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ
	(検査結果の報告回数:米20回(22年度))
	・農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等(平成13年度以降0件)
	→登録検査機関等に対する立入調査等:年間8回(21年度)
	・農産物検査法違反業者の告発(平成13年度以降 0 件)
	② 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入
	検査等
	省エネ法関係…
	指導件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0
	【荷主】19 年度 - 20 年度 - 21 年度 0 報告徴収件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0
	報告徴収件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 0
	立入検査件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0
	【荷主】19 年度 - 20 年度 - 21 年度 0

	※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年度から実施。
	容り法関係…
	報告徴収件数:19年度 0 20年度 4 21年度 0
	立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0
	立八侯直行数 10 千皮 0 20 千皮 0 21 千皮 0
	食り法関係…
	報告徴収件数 : 19 年度 5 20 年度 0 21 年度 0
	立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0
	※ 定期報告は20年度から実施。
備考	① 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事
	務
	国の役割
	・農産物検査規格の設定・改廃(銘柄設定・改廃を含む)
	・ 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布
	・ 複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務
	② 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入
	検査等
	事務・権限の付与にあたっては、関係省庁も同様の対応が必要となる。

【参考:平成22年に行った自己仕分けの結果】

<u> </u>	十に打りた日にはカリの相来』
事務・権限の概要	(具体的な業務内容)
安	農林水産省の地方農政局が所掌する事務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する事務
予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額: 35,076 百万円 (22 年 7 月末示達額。「林野庁」分及び「漁業調 整事務所以外の水産庁」分を除く。)
関係職員数	254 名
事務量(アウト プット)	平成 21 年度執行額: 36,597 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び 米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討 する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向け て」)
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け	地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄
【仕分け結果】	の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

出先機関名:沖縄総合事務局

整理番号(13)

事務・権限概要シート(個票)

自己仕分けの際の事務・権限名

経済産業省の経済産業局が所掌する業務

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで 移譲すると整 理した事務・権 限の具体的な 内容

(移譲する事務・権限名)

- ① 景気動向等に関する統計調査の実施 経済産業省生産動態統計調査のうち、都道府県が既に調査を実施している業種で あってその規模等に応じ局も分担して実施しているものに係るもの(法定受託事 務)
- ② 商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 商工会議所法に基づく定款変更の認可
- ③ 工業標準化法 (JIS法) に基づく事業所への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する JIS 法に基づく報 告徴収・立入検査 (併行権限)
- ④ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 下請代金法に基づく報告・検査(併行権限)
- ⑤ 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関 する許認可等
- ⑥ 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット 事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する 事務
 - 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づ く報告徴収・立入検査(併行権限)
- ⑦ 消費生活用製品安全法等に基づく消費生活用製品等の製造・輸入業者への立入検 査等の事務
 - 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用製品等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査(消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品)(併行権限)
- ⑧ 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者等に対する容器包装リサイクル 法等に基づく報告徴収及び立入検査(容器包装・家電・食品リサイクル、資源有 効利用)(併行権限)
- ⑨ エネルギーの使用合理化に関する事務一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項(指導助言、報告徴収・立入検査等)(併行権限)
- ⑪ 品確法の施行に関する事務 等給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油(ガソリン)販売業者等対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等(併行権限)

	1										
予算の状況	_										
(単位:百万円)											
関係職員数	61 :	名(経産本省定員の1:	名を	含む) の)内数						
事務量(アウト	(1)		左計 部	香の実	旃						
プット)		調査対象数 35 調査				□□□	▪ 宝杏	数 18	7日	督促数 15	2 (延べ
		数/年)	, OHO	1.32	, ,,	<u>п</u> и	п —	<i>></i>	,,,,	B 1620	- \~
	(2)	※ ↑ / 商工会議法に基づく定	₽款烫	で 更の認	可						
	0			50000 年度	20 年	 E度	21 年	 E 度			
		定款変更の認可	0	- ~	1		2				
	(3)	JIS法に基づく事業所	- - への	立入検1	 李等σ)事務			J		
	•	認証製造業者等に対す					€(19~	21 年月	きの平	[均]	
	4)	下請代金法に基づく検					•				
		1 111 (11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 1		19 年度		20年		21 年			
			 <u>+</u>	1		0	~	0	<i>i</i> ×		
		立入検査等		4		4		5			
		改善指導		3		2		5			
	<u>(5)</u>	一の都道府県を区域と	- t 2		種のも		> 商		- 西	」 T組合連合	会に 関
	9	する許認可等の権限	- 7 '0	71176	主の力力	w 未 和 L	1 , ID	<u>—</u> т	、 □□-	工机口注口	AICIA
		所管組合数:協業組合	· 0 件	- 商工糸	日合 2	件 商	丁組 合	·迪合 <i>全</i>	≥0件	(平成 21 组	王度末)
		手続き件数:19年度									
		受理 2 件、役員変更届	• •						200		0. – 0,
	6)	一の都道府県内にのみ							する	報 告 徴収・	立入検
		査の権限	, , ,	2771 13 70	. , .			д//	, 0,		
		包括クレジット業者に	-関す	る事務	(報告	·徴収**	€2 件、	立入村	金香※()件)	
		個別クレジット業者に	 _関す	る事務	(報告	徴収**	4件、	立入村	······ 食査 ^{※》}	**1 件)	
		※19~21年度平均、※※22	2年4	月~23 年	1月末	の数値、	***	22 年 6 月	∃~ 23∶	年1月末の数	値
	7	一の都道府県内にのみ	・事務	所・事	業所領	手が存在	宝する	消費生	活用品	品等の製造	業者・
		輸入業者等への報告徴	如.	立入検	査(消	肖費生活	舌用品	、電気	用品、	、ガス用品	、液化
		石油ガス器具等、家庭	₹用品	<u>l</u>)							
		1)消費生活用製品安全	È法								
						19 年	E度	20 年	度	21 年度	
		報告徴収				0		0		0	
		立入検査				0		0		0	
		2) 電気用品安全法				•				•	
						19 年	 E度	20 年	度	21 年度	
		報告徴収				0		0		0	
		立入検査				0		0		0	
		3) ガス事業法						ļ.	ļ		
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				19 年	 E度	20 年	度	21 年度	
		報告徴収				0		0	<u>~</u>	0	
		立入検査				0		0		0	
		4) 液化石油ガスの保安	その 称	全保及7だ	取引		とに関		· 全	1 -	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~ ~ > HI	- 1/1///	- 17 7 1 0	19 年		20 年		21 年度	
		報告徴収				0	12	0	<i>,</i> ×	0	
		立入検査				0		0		0	
		5) 家庭用品品質表示法	Ļ					<u>. </u>		1 0	
		♡	٠								

19 年度 20 年度 21 年度 報告徴収 0 0 0 0 立入検査 0 0 0 0 0 0 0 0 0					1		
 立入検査 の 0 の 20 の 20 の 4告徴収 0 立入検査 0 (20年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21年度) 報告徴収 0 立入検査 0 2)家電リサイクル (19年度) 報告徴収 0 立入検査 14 (20年度) 報告徴収 0 立入検査 12 (21年度) 報告徴収 0 立入検査 17 3)食品リサイクル (19年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21年度) 報告徴収 0 立入検査 0 					19 年度	20 年度	21 年度
 審業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査(容器包装・家電リサイクル、資源有効活用) 1)容器包装リサイクル(19年度)報告徴収0立入検査0(20年度)報告徴収0立入検査0(21年度)報告徴収0立入検査0(21年度)報告徴収0立入検査14(20年度)報告徴収0立入検査12(21年度)報告徴収0立入検査17 3)食品リサイクル(19年度)報告徴収0立入検査17 3)食品リサイクル(19年度)報告徴収0立入検査0(20年度)報告徴収0立入検査0(21年度)報告徴収0立入検査0(21年度)報告徴収0立入検査0(21年度)報告徴収0立入検査0 4)資源有効利用促進法 		報告徴収			0	0	0
リサイクル、資源有効活用) 1) 容器包装リサイクル (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 2) 家電リサイクル (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 14 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 12 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 17 3) 食品リサイクル (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0		立入検査			0	0	0
(20 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0	8	事 リ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・ しき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	居用 立立立 立立立 立立立 立立 大入入入 入入入 入入入 入入入 入入入 入入入 入入入 入入入 入入入 入入	- 告徴収・立入	検査(容器	
		12.47			20 任度	21 年度	
収等 20 年度 21 年度		起生细巾	. 立 λ				
20 年度 21 年度	10						▂ ▎█▊▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆▆
20 年度21 年度報告徴収・立入検査等142	W	• • • •			が拝光油蚁元	未 在 、 蛭 沿	即の一根の
報告徴収・立入検査等20 年度21 年度銀14210給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及		双冗 耒石∅	ノ	<i>L</i> 八快宜	10 -	00	01
20 年度 21 年度 報告徴収・立入検査等 14 2 1 2 1 2 1 3 3 3 3 4 3 3 4 3 3		Im acciden					
20 年度 21 年度 報告徴収・立入検査等 14 10 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及販売業者の報告徴収・立入検査 19 年度 20 年度 21 年度					259	291	1/44
報告徴収・立入検査等20 年度21 年度銀告徴収・立入検査等14210給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及販売業者の報告徴収・立入検査19 年度20 年度21 年度揮発油販売業者からの登録/変更登2592911744				業務			
お告徴収・立入検査等20 年度21 年度報告徴収・立入検査等14210 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及販売業者の報告徴収・立入検査19 年度20 年度21 年度揮発油販売業者からの登録/変更登録、廃止等の届出受付業務2592911744		立入検査	/III / H-\		8	4	4

備考

【参考:平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 経済産業省の経済産業局が所掌する業務
予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額: 1, 158 百万円 (22 年 7 月末示達額)
関係職員数	61 名(経産本省定員の1名を含む)

事務量(アウト プット)	平成 21 年度執行額: 1,916 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	_
既往の政府方針 等	
自己仕分け	経済産業局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏ま
【仕分け結果】	え、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

			出先機関名:沖	縄総合事務局	整理番号(16)
		事務・権	限概要シート	(個票)			
自己の事	仕分けの際 務・権限名	国土交通省の地方整備局	が所掌する業務				

【移譲対象となる事務・権限】

【移議対象となる	る事伤・惟阪』
自己仕分けで	(移譲する事務・権限名)
■移譲すると整 理した事務・権	地方自治体に移管される直轄事業に係る下記の事務
限の具体的な	①地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務
内容	②事業評価及び費用の縮減に関する事務
	③技術的審査、検査及び調査に関する事務
	④入札及び契約制度の技術的事項に関する事務
	⑤積算基準に関する事務
	⑥建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務
	⑦防災業務計画等の策定に関する事務
	⑧土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補
	償に関する事務
	⑨土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務
予算の状況	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
(単位:百万円)	
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量(アウト	地士ウンはこれにおいて、古林市業の中央、 東政皇に トス
プット)	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
,	
備考	

【参考:平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	(具体的な業務内容) 国土交通省の地方整備局が所掌する業務
予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額: 82,668 百万円 (22 年 7 月末示達額)

関係職員数	395 名
事務量(アウト プット)	平成 21 年度執行額: 78, 374 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け	地方整備局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏ま
【仕分け結果】	え、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名:沖縄総	8合事務局	整理番号(18)
事務・権限概要シート(個票)						
事務・権限名	国土交通省の地方運輸局	が所掌する業務				

【移譲対象となる事務・権限】

	【移譲対象となる事務・権限】		
自己仕分けで	(移譲する事務・権限名)		
移譲すると整	旅客自動車運送事業の許認可等(自動車運転代行	業の認定業務に	限る)
┃理した事務・権 ┃限の具体的な			
■内容	・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意		
' '	・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理		
	・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受		
		生	
	・約款届出の受理		
	・公安委員会への営業停止命令の要請		
	・公安委員会が行った指示に関する通知の受理		
	・自動車運転代行業者への立入検査		
	・自動車運転代行業者への指示等の行政処分		
	・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への	通知等	
予算の状況	_		
(単位:百万円)			
	07.4 (同立士少立号の 4.4.4.4.4.1.4.4.1.4.1.4.1.4.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.1.4.1.4.1.1.4.1.4.1.1.4.1.1.4.1.		
为小城兵奴	87 名(国交本省定員の 4 名を含む)の内数 		
事務量(アウト	事業種別		平均業務量
プット)	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	97
	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	254
	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	28
	約款届出の受理	受理件数 要請件数	0
	公安委員会への営業停止命令の要請 公安委員会が行った指示に関する通知の受理	<u>安請什致</u> 受理件数	0
	自動車運転代行業者への立入検査	文母 F	6
	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	<u> </u>	20. 8
	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	20. 8
	(平均業務量は平成17	年度~平成21	年度実績の平均)
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務として移譲する。		

【参考: 平成22年に行った自己仕分けの結果】

1971.174.22	
事務・権限の概	(具体的な業務内容)
要	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務

予算の状況 (単位:百万円)	平成 22 年度予算額: 176 百万円(22 年 7 月末示達額)
関係職員数	87 名 (国交本省定員の 4 名を含む)
事務量(アウト プット)	平成 21 年度執行額: 178 百万円
地方側の意見	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け	地方運輸局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏ま
【仕分け結果】	え、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。
備考	